

ID: 161

担当部署: 産業観光課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町農産物加工センター条例 第19条第1項ただし書		
例規番号	平成21年 条例第28号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等) 第十九条 利用者は、加工センターの利用にあたって、特別の設備を設け、又は既存の設備を変更することができない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 2 前項ただし書きの許可を受けた場合に要する費用は、当該利用者の負担とする。</p> <p>【基準】 1 指定管理者が許可する特別の設備は、次のとおりとする。 (1) 動力源を必要としない設備で、指定管理者の検査を受けた設備 (2) 電気、ガス及び水道の動力源を必要とする設備で、電源コンセント、ガスホース、蛇口などを簡易に接続し適法で使用できる設備で、指定管理者の検査を受けた設備 2 指定管理者が許可する既存の設備の変更は、次のとおりとする。 (1) 前1の設備を設けるために、やむを得ず移動する強固に固定されていない既存設備を一時移動する場合で、他の利用者の支障とならない場合 (2) 加工作業上支障となる強固に固定されていない既存設備を一時移動する場合で、他の利用者の支障とならない場合 3 許可を受けた場合に要する費用は、次のとおりとする。 (1) 特別の設備の設置・撤去費用は利用者の負担とする。 (2) 建物内で使用する特別の設備の光熱水費は指定管理者の負担とするが建物外で特別の設備を備え使用する場合の光熱水費は利用者の負担とする。 (3) 特別の設備の設置及び既存の設備の変更は、利用時間以内に行うものとし超過した場合は、半日単位の利用料金を徴収し時間割計算はしない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日